

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025 年 7月 24日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 SCREENホールディングス 代表取締役 取締役社長 後藤 正人			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	199 台	0 台	0 台	216 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	25 台	0 台	2 台	36 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	ISO14001システムの順守義務して組込み、「業務用空調用冷凍冷蔵機器点検記録」を作成し、専用のデータベースに保存管理している。			
	廃棄時	ISO14001システムの順守義務して組込み、「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を作成し、専用のデータベースに保存管理している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	業務用空調用冷凍冷蔵機器の簡易点検、定期点検を実施し、異常の早期発見に努めている。 また、故障時にも迅速に修理手配を行っている。			
	廃棄時	「フロン工程管理表」と「フロン破壊証明書」にて確実に処理されている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	製造中止となったR-22等（HCFC）使用機器はR-410A等（HFC）使用機器への更新を計画しているが、HFC使用機器の低GWPへの更新方針はまだない。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。